



書類で 学ぶ

第4回 未成年者がいる場合の遺産分割



夫が亡くなり、夫の遺産を相続することになりましたが、未成年の息子がいます。相続人に未成年者がいる場合、いないうちと遺産分割手続きが違うと聞きましたが、どのように違うのでしょうか。

手続き&アドバイス

株式会社SBL 税理士 **八木 正宣**

第

4回目は、相続人に未成年者がいる場合の相続預金の名義変更手続きについて解説します。

相続が発生した場合、未成年者であっても当然に相続人としての権利を有します。しかし婚姻経験のない20歳未満の未成年者は、單独で法律行為を行うことができないため、相続手続きにおいて注意が必要となります。

親権者も相続人である場合は 安易な名義変更は禁物

未成年者は、自分自身では判断する能力がなく、法律行為を行うときには法定代理人人の同意が必要とされています。通常、法定代理人には親権者である父母が該当します。

未成年の相続人がいるのに、特別代理人を選任せずに遺産分割協議を行った場合には、法律的には無効状態となり、後日、遺産分割協議を最初からやり直すことでも考えられます。

例えば、遺産分割協議において母が遺産を多く取得しようとすれば、子の取得分は少なくなります。利益相反とは、このように一方の利益がもう一方の不利益になるような関係を指します。

そのような利益相反関係にある状態では、未成年者の権利を保護できないという見地から、家庭裁判所に申立てを行つて、利益相反関係にない特別代理人を選任することになります。

未成年の相続人がいるのに、特別代理人を選任せずに遺産分割協議を行つた場合には、法律的には無効状態となり、後日、遺産分割協議を最初からやり直すことでも考えられます。

未成年者が相続人である場合の相続手続きにおいては、まずは親権者である父母がその未成年者の法定代理人として遺産分割協議に参加することが考えられます。しかし相続手続きにおいては、親権者である父母とその未成年者が共同相続人として関わるケースが多く、利益相反関係が問題になります。

このような状況下で相続預金の名義変更等に応じてしまつた場合、金融機関の責任を問われることも考えられますので、十分な注意が必要です。

特別代理人がいる場合 その者の署名・押印を要する

〈特別代理人選任を要する場合〉

例えば、親権者と未成年者が共同相続人である図表1のようなケースでは、利益相反関係にあるため、親権者は未成年者の代理人となることができません。

未成年者の法定代理人を選任する必要があるため、親権者は家庭裁判所に選任の申立てを行います。

前述のとおり、選任された代理人を特別代理人と呼びます。実務上は、相続人ではない親族、例えばおじ・おばや弁護士等の専門家が選任されるケースが多いようです。

家庭裁判所の審判によつて選任された特別代理人が、未成年者に代わつて遺産分割協議に参加し、遺産分割協議書や相続届に署名・

押印することになります。

ちなみに、未成年の相続人が2人以上いる場合、それぞれ別々の

所から選任を受ける必要があります。また、婚姻を経験した未成年者は成年者とみなされて、単独で法

特別代理人を1人ずつ、家庭裁判

サンプル1 特別代理人選任審判書の謄本

平成26年(家)第●●号

審 判

本 編 東京都中野区東中野○丁目○番○号
住 所 東京都中野区東中野○丁目○番○号
申 立 人 親権者 近代 花子

本 編 東京都中野区東中野○丁目○番○号
未 成 年 者 近代 二郎 (平成15年1月5日生)

上記申立人からの特別代理人選任申立事件について、当裁判所はその申立を相当と認め、次のとおり審判する。

主 文

被相続人 近代 太郎 (平成26年2月6日死亡) の遺産につき、別紙遺産分割協議書のとおり分割協議をするにつき、未成年者の特別代理人として下記の者を選任する。

住 所 千葉県○○市○○町○丁目○番○号
特別代理人 現代 繼男

平成26年5月10日

●●家庭裁判所

家事審判官 ●●● 印

以上は謄本である

同日同序裁判所書記官 ●●● 印

サンプル2 特別代理人を選任した場合の遺産分割協議書の署名欄

(以上省略)

上記のとおり相続人全員による遺産分割の協議が成立したので、これを証するため本書を作成し、次に各自自署押印する。

平成26年6月2日

東京都中野区東中野○丁目○番○号 相続人 近代 花子 印

東京都中野区東中野○丁目○番○号 相続人 近代 一郎 印

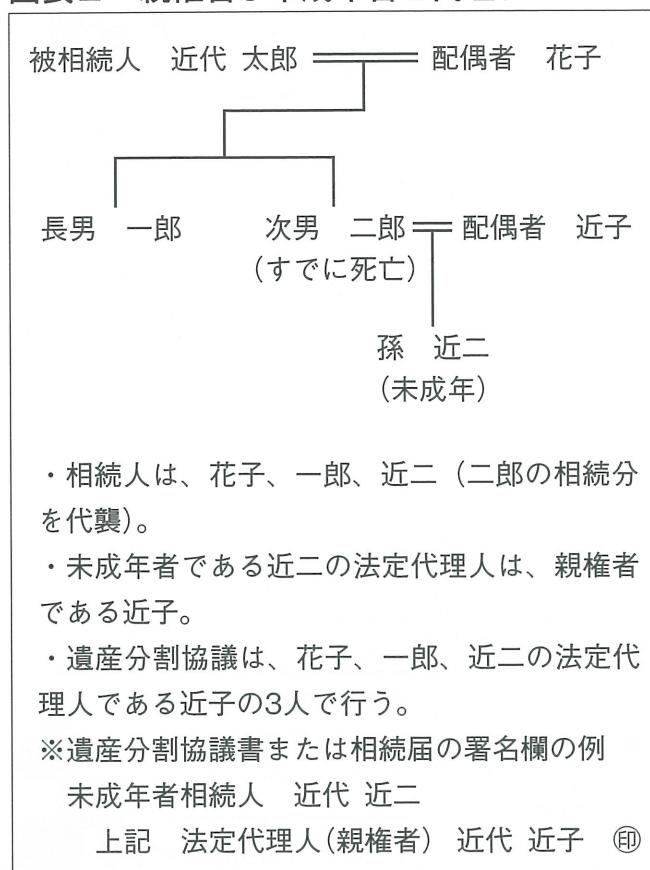
東京都中野区東中野○丁目○番○号 未成年者相続人 近代 二郎

上記 特別代理人

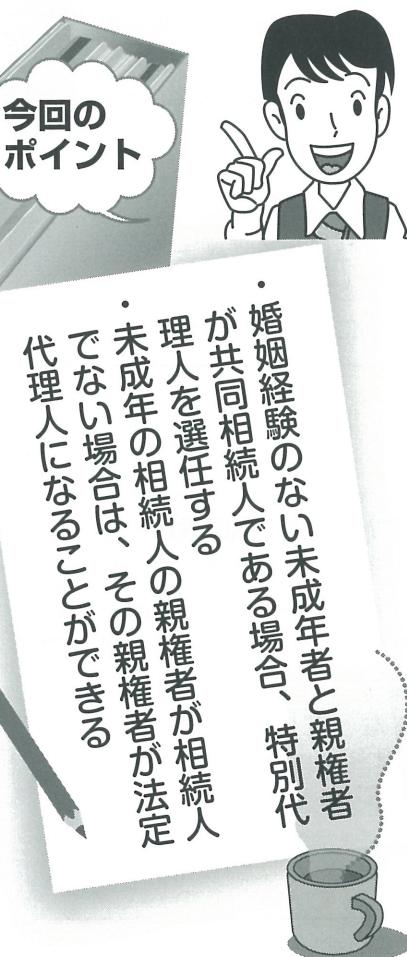
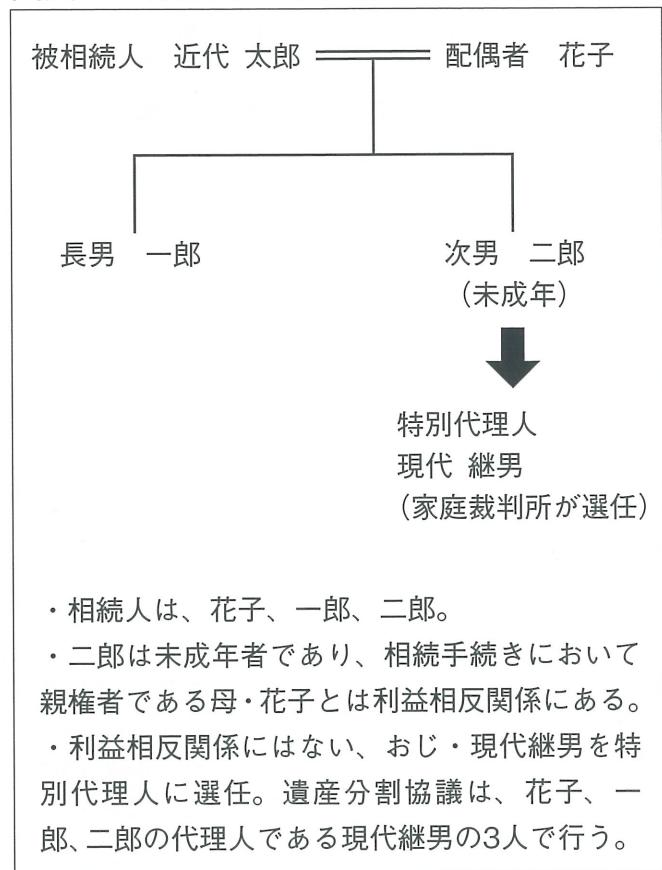
千葉県○○市○○町○丁目○番○号 現代 繼男 印

法律行為が行えることになつていま
す。したがつて、遺産分割協議に
おいて特別代理人を選任する必要
はありません。

図表2 親権者が未成年者を代理するケース



図表1 特別代理人の選任が必要なケース



親権者が相続人でない場合は親権者が法定代理人となる

ト

相続預金の名義変更手続きにおいては、未成年者に代わって署名・押印した特別代理人を証明する資料として、家庭裁判所から交付を受ける「特別代理人選任審判書」の謄本（サンプル1）の添付を求めます。

この特別代理人選任審判書の謄本は、遺産分割協議書（案）とセットになっています。この遺産分割協議書（案）は、未成年者の不利益になるような遺産分割協議をしないようにするため特別代理人選任の際、家庭裁判所に提出する

（親権者が相続人でない場合）

未成年者が相続人であり、親権者が相続人ではない場合、例えば図表2のケースでは、その相続手続きにおいて親権者と未成年者は利益相反ではありません。

このようなケースでは、親権者が法定代理人になり、相続手続きをします。家庭裁判所への特別代理人選任手続き等は必要ありません。

ものです。当然に、遺産分割協議書（案）と、提出のあつた遺産分割協議書の原本の内容とが整合しているかどうか確認が必要です。そして、遺産分割協議書の署名欄には、未成年の相続人ではなく特別代理人の署名・押印が必要となります（サンプル2）。